



栃木県公報

令和6(2024)年
10月18日(金)
第546号

目次

告示

○栃木県一般会計補正予算	751
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	752
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	752
○解除予定保安林	753
○県営土地改良事業計画変更の決定	753
○道路の区域の変更	753
○道路の供用開始	755
○指定納付受託者の指定	755

公告

○大規模小売店舗の新設の届出	756
----------------	-----

告示

栃木県告示第481号

令和6年度栃木県一般会計補正予算(第4号)については、令和6(2024)年10月9日専決処分したので、その要領を次のとおり公表する。

令和6(2024)年10月18日

栃木県知事 福田 富一

令和6年度栃木県一般会計補正予算(第4号)

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,131,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ945,340,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		97,221,678	1,131,000	98,352,678
	3 委託金	1,245,948	1,131,000	2,376,948
歳入合計		944,209,740	1,131,000	945,340,740

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

2 総務費		41,309,712	1,131,000	42,440,712
	5 選挙費	925,138	1,131,000	2,056,138
歳出合計		944,209,740	1,131,000	945,340,740

(財政課)

栃木県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年10月18日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0960890176	株式会社縁 代表取締役 重光 雄介	ケアステーション えにし	小山市城東一丁目 18番29号	令和6 (2024)年 10月1日	訪問介護
0970900940	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護 サービス真岡	真岡市亀山一丁目 6番地2磯貝住宅 B号	令和6 (2024)年 10月1日	訪問介護
0971301866	合同会社Connect with You 代表社員 猿山 美和	コネクト西那須野	那須塩原市下永田 二丁目1045番地3 ミルキーハウス21 D101	令和6 (2024)年 10月1日	訪問介護
0960890176	株式会社縁 代表取締役 重光 雄介	訪問看護ステーション えにし	小山市城東一丁目 18番29号	令和6 (2024)年 10月1日	訪問看護
0970203840	社会福祉法人圓会 理事長 園田 哲男	デイサービスセンター ほりごめの里	足利市堀込町1648 番地1	令和6 (2024)年 10月1日	通所介護
0970203857	社会福祉法人圓会 理事長 園田 哲男	ショートステイ ほりごめの里	足利市堀込町1648 番地1	令和6 (2024)年 10月1日	短期入所生活 介護

栃木県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年10月18日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0960890176	株式会社縁 代表取締役 重光 雄介	訪問看護ステーション えにし	小山市城東一丁目 18番29号	令和6 (2024)年 10月1日	介護予防訪問 看護
0970203857	社会福祉法人圓会	ショートステイほ	足利市堀込町1648	令和6	介護予防短

理事長 園田 哲男	りごめの里	番地 1	(2024)年 10月 1日	期入所生活 介護
--------------	-------	------	-------------------	-------------

(高齢対策課)

栃木県告示第484号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和6(2024)年10月18日

栃木県知事 福田 富一

- 解除予定保安林の所在場所
栃木市梅沢町字道明地739-1（次の図に示す部分に限る。）
〔次の図〕は省略し、その図面を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 保安林として指定された目的
水害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

(森林整備課)

栃木県告示第485号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年10月18日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営上石那田地区土地改良（区画整理）事業	令和6(2024)年10月21日から 同年11月18日まで	令和6(2024)年12月3日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年10月18日から同年11月18日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年10月18日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 塩原矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
------	--------	---	---	-----------------	--------------	----

247	前	那須塩原市塩原字西山国有林393林班 よ小班から 那須塩原市塩原字西山国有林393林班 よ小班まで	8.0 ~ 11.6	39.9	
	後	那須塩原市塩原字西山国有林393林班 よ小班から 那須塩原市塩原字西山国有林393林班 よ小班まで	20.9 ~ 26.2	39.9	
247	前	那須塩原市塩原字西山国有林393林班 た8小班から 那須塩原市塩原字西山国有林393林班 た8小班まで	8.0 ~ 14.9	132.7	
	後	那須塩原市塩原字西山国有林393林班 た8小班から 那須塩原市塩原字西山国有林393林班 た8小班まで	21.5 ~ 28.6	132.7	
247	前	那須塩原市塩原字西山国有林387林班 と小班から 那須塩原市塩原字西山国有林387林班 と小班まで	17.6 ~ 34.2	89.9	
	後	那須塩原市塩原字西山国有林387林班 と小班から 那須塩原市塩原字西山国有林387林班 と小班まで	29.8 ~ 39.3	89.9	
247	前	那須塩原市下塩原字角殿1370-2から 那須塩原市下塩原字角殿1370-2まで	59.6 ~ 69.1	22.1	
	後	那須塩原市下塩原字角殿1370-2から 那須塩原市下塩原字角殿1370-2まで	62.5 ~ 84.9	22.1	
247	前	那須塩原市塩原字西山国有林388林班 い1小班から 那須塩原市塩原字西山国有林388林班 い1小班まで	36.8 ~ 39.4	28.1	
	後	那須塩原市塩原字西山国有林388林班 い1小班から 那須塩原市塩原字西山国有林388林班 い1小班まで	47.8 ~ 60.2	28.1	
247	前	那須塩原市塩原字西山国有林382林班 は小班から 那須塩原市塩原字西山国有林382林班 は小班まで	26.9 ~ 39.8	76.1	
	後	那須塩原市塩原字西山国有林382林班 は小班から 那須塩原市塩原字西山国有林382林班 は小班まで	33.6 ~ 45.6	76.1	
	前	那須塩原市塩原字西山国有林382林班 ろ小班から	33.0 ~ 46.8	57.4	

247		那須塩原市塩原字西山国有林382林班ろ小班まで			
	後	那須塩原市塩原字西山国有林382林班ろ小班から 那須塩原市塩原字西山国有林382林班ろ小班まで	33.0～46.8	57.4	

栃木県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年10月18日から同年11月18日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年10月18日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
14	主要地方道 鹿沼日光線	鹿沼市引田907-1から 鹿沼市引田907-8まで	令和6（2024）年 10月18日
27	主要地方道 那須黒羽茂木線	那須郡那珂川町富山字片倉12-1から 那須郡那珂川町富山字片倉12-1まで	令和6（2024）年 10月18日
44	主要地方道 栃木二宮線	栃木市大光寺町字東小路773-2から 栃木市大光寺町字東小路773-3まで	令和6（2024）年 10月18日

（道路保全課）

栃木県告示第488号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6（2024）年10月18日

栃木県知事 福田 富一

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

- 主たる事務所の所在地
茨城県水戸市南町3丁目4番12号
- 名称
株式会社めぶきカード
- 指定をした日
令和6（2024）年10月1日

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

以下の条例に基づき徴収される手数料及び使用料のうち、申請窓口を設置した決済端末機（本件指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する決済端末機をいう。）を利用し納付することとして別途定める歳入

- 栃木県手数料条例
- 栃木県立学校の授業料等に関する条例
- 栃木県公害紛争処理条例
- 栃木県立産業技術専門校条例
- 栃木県立衛生福祉大学校条例
- 栃木県農業大学校条例
- 栃木県警察関係手数料条例

(8) 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例

(会計管理課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和7（2025）年2月18日までに知事に意見書を提出することができる。

令和6（2024）年10月18日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ツルハドラッグ富野岡店
栃木県さくら市富野岡字村12番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社明成興産
栃木県宇都宮市材木町5番3号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7（2025）年5月31日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,099㎡
- 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 35台
駐輪場 14台
- 荷さばき施設の面積
46.4㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
5.22㎡
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分まで
- 届出年月日
令和6（2024）年9月30日
- 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)